

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせて、不定期に発行いたします——

# ホミック通信

Vol. 5

花より団子号

2006.4

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂  
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

三寒四温を繰り返しながら、春本番が訪れました。  
日毎に一日が長くなるのが感じられ、また少しヤル気が出てきます。  
季節の変わり目ごとに気持ちがりフレッシュするのは、  
四季のある土地に暮らす者の利点ですね。

ホミック通信の発行が、少し間延びしてしまいました。  
編集者のエネルギーが他へ取られていたせいなのですが、  
ここへ来て活力満点。  
というのも、事務所に新しい風が吹き込んで来たからなのです。

## ■「頼もしい新メンバー」 ニューフェイスを二人紹介します。

まず、この1月に、平成14年合格の辻野由佳司法書士が加入しました。約3年間同じ中央区内で事務所勤めをした後、ホミックで司法書士として新たなスタートを切りました。梶田とは同年代(?)なので、昔話が盛り上がります。日本酒が似合いそうなのに実は下戸。これまでの登記オンリーから脱皮して、様々な業務に挑戦します。

さらに4月より、平成17年合格ホヤホヤの石田喜子司法書士が参加しています。新人とはいえ弁護士事務所での勤務経験が長く、これまた力強い限りです。おっとりした風貌に反して気が強いのは、さすが梶田の後輩だけあります。

相次ぐ法律の改正や新法の施行、そして業務のIT化に対応するために、本職三人体制で力を合わせて参ります。より迅速で的確、かつきめ細やかなサービスを提供できる事務所を目指しますので、ご期待下さい。

また、昨年一念発起した米崎は、無事にこの4月よりロースクールに通い始めました。これからが正念場ですが、持ち前の根性で乗り切って心温かい法律家になってもらいたいものです。

## ■ ついに「会社法」始まる。

会社法の施行日が、5月1日に正式に決定しました。

経営者の方々は、どのような対応をしようか逡巡なさっているかもしれません。HPにも書きましたが、会社法の特長は「有限会社がなくなること」と「定款自治の拡大」です。全ての会社が株式会社になり、会社の自由度が飛躍的に高まったのです。

- (旧) 有限会社だが、正式に株式会社を名乗りたい。
- 株式会社だが、取締役3名・監査役1名は必要ない。

などという場合には、定款変更によりご希望を叶える事ができますので、どうぞご相談下さい。

## ■ 「高齢者虐待防止法」

4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。高齢者が身近にいる方には密接に関わる法律ですから、概略をご説明します。

まず「高齢者」とは65歳以上の方をいうと定義されました。また「虐待」は、①身体に対する暴行はもちろんですが、②介護・世話をしないネグレクト③暴言や拒絶などの心理的虐待④わいせつ行為⑤財産を勝手に処分するなどの財産侵害を上げています。財産侵害が虐待と明示されたことは、親族や介護者によるお金の使い込みなどの事例が多いことを受けたものと推察されます。

生命身体に重大な危険を及ぼす高齢者虐待を発見した者には、市町村に通報する義務を課しています。また、たとえ重大な危険が生じていなくても発見者は通報する努力をしなければなりません。家族内・施設内の問題とせず、社会全体で救済する必要があるからです。

高齢者の介護は家族で賅わなければならないという固定観念が、様々な不幸を呼び起こしている側面もあります。介護をしている人の負担を軽減し一人で問題を抱え込まないように、本人も周囲も頭を切り替えることが必要なようです。

## ..... はじめまして。 .....

1月よりホミック司法事務所の一員となりました  
辻野由佳です。

司法書士になって早や3年になりますが、毎日  
自分の未熟さを痛感しております。

とはいえ、嘆いてばかりもいけない。

当事務所の一員として、少しでも皆様のご期待  
にそえるよう切磋琢磨！いたしますので、今後  
ともどうぞよろしくお願ひいたします。

平成17年合格の新人、石田喜子です。

新人とはいっても約9年の社会人生活を経ている  
ので、フレッシュさとは程遠い新人ですが…

これまでは金融機関、弁護士事務所等に勤務して  
いましたので、司法書士という存在はとても  
身近に感じていましたし、今、この仕事に就くこ  
とができて大きな喜びを感じています。

ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願ひいたします。

### 司法書士の仕事

- 不動産登記
- 商業・法人登記
- 裁判
- 成年後見
- 相続・売買・贈与など
- 設立・役員変更など
- 訴訟・調停・和解・破産など
- 任意後見契約・遺言・死後事務など